

第2号様式
(第10条関係)

(文書指摘)

是正又は改善を要する事項

監査の対象となる事業者の名称	きんせい学童クラブ	
監査実施年月日	令和5年11月7日(火)	
事 項	内 容	根 拠
運営規程に定める開所時間について	<p>土曜日の開所時間について、運営規程では午前8時から午後6時までと規定しているが、6月3日(土)について、一人のみの配置となっていた。</p> <p>市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上(うち1人は補助員でも可)を配置しなければならないと定められている。</p> <p>これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。</p> <p>職員の配置基準を満たしてない日については開所日とすることはできない。</p>	いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条